

○文部科学省令第三十八号
 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十五条の二の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年九月二十九日
 文部科学大臣 林 芳正

私立学校法施行規則の一部を改正する省令
 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(寄附行為変更認可申請手続等) 第四条 [略] 254 [略]</p> <p>5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部省令第三十三号）第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の六月三十日まで」と、当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合</p>	<p>(寄附行為変更認可申請手続等) 第四条 [略] 254 [略]</p> <p>5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の六月三十日まで」と、当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合</p>

○厚生労働省令第百三十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十六条第四項及び第八十二条並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七條第二項及び第十九條の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年九月二十九日
 厚生労働大臣 加藤 勝信

雇用保険法施行規則の一部改正

第一条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日まで」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第二條第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。</p> <p>6512 [略] (登記の届出等) 第十三条 [略] 253 [略]</p> <p>4 令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二條第一項第五号に掲げる書類及び第四條第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。</p>	<p>とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日まで」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第二條第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。</p> <p>6512 [略] (登記の届出等) 第十三条 [略] 253 [略]</p> <p>4 令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二條第一項第五号イ及びロに掲げる書類並びに第四條第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。</p>
---	--

附則

- この省令は、公布の日から施行する。
- 平成三十一年度開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第二條第一項、第四條第二項及び第九條第二項の適用については、これらの規定中「十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「十一月一日から同月三十日まで」とする。